

# ○公務災害等による長期療休養者及び殉職警察職員の遺族に対する支援要綱の制定について

(平成12年4月14日甲通達厚第21号)

公務災害等による傷病者及び殉職警察職員の遺族の実態を把握し、実情に応じて適切な支援措置を講ずるため、別添のとおり「公務災害等による長期療休養者及び殉職警察職員の遺族に対する支援要綱」を制定したので通達する。

なお、殉職者の遺族に対する援護措置要綱の制定について（昭和43年甲通達警第71号）及び公務災害療養者等に対する援護事務取扱要綱の制定について（平成5年甲通達厚第30号）は、廃止する。

別添

公務災害等による長期療休養者及び殉職警察職員の遺族に対する支援要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、公務災害等（公務災害として認定されたもの及び私傷病のうち本部長が公務災害として承認する意見を付した書類により公務災害の認定を請求中のものをいう。）による長期療休養者（以下「公傷者等」という。）及び殉職警察職員の遺族に対する支援について必要な事項を定めるものである。

## 第2 公傷者等に対する支援

### 1 支援対象者

療休養期間が6か月以上の公傷者等を支援する。

### 2 責任者及び事務の所管

- (1) 公傷者等に対する支援に関する責任者は、厚生課長及び公傷者等が所属する所属長とする。
- (2) 公傷者等に対する支援に関する事務は、厚生課が所管する。

### 3 公傷者等名簿の作成等

- (1) 厚生課長は、公傷者等について、公傷者等名簿（様式第1号）を作成して支援の経過を明らかにしておくものとし、その写しを公傷者等が所属する所属長に送付すること。
- (2) 所属長は、前記(1)の規定により公傷者等名簿の写しを受領したときは、保管すること。

### 4 支援措置

公傷者等に対しては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び静岡県警察職員の救慰金等の支給に関する条例（昭和42年県条例第50号）による経済的補償並びに静岡県警察職員ピアサポート制度運営要綱の制定について（令和2年例規第8号）に基づくピアサポートのほか、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 厚生課長は、年1回以上見舞及び激励を行う。

- (2) 公傷者等が所属する所属長は、随時見舞及び激励を行う。
- (3) 厚生課長は、実情により療養指導その他必要な支援措置を講ずる。

### 第3 遺族に対する支援

#### 1 連絡責任者及び事務の所管

- (1) 殉職警察職員の遺族（以下「遺族」という。）との連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）は、遺族の居住地を管轄する署の署長とする。ただし、県外に居住する遺族については、厚生課長とする。
- (2) 遺族に対する支援に関する事務は、厚生課が所管する。

#### 2 遺族との連絡

連絡責任者は、年1回以上連絡を行うとともに支援を要する事項の把握に努めなければならない。

#### 3 支援の措置

遺族に対し、次の措置を講ずるものとする。

##### (1) 慰霊祭の実施

県本部においては、殉職警察職員慰霊祭を年1回実施し、遺族を招待する。

##### (2) 相談受理

連絡責任者は、次の場合に積極的に相談に応じなければならない。

ア 公益財団法人警察育英会（昭和42年2月23日に財団法人警察育英会という名称で設立された法人をいう。）の奨学金規定に該当する事由が生じた場合

イ 生活、医療などの支援を要すると認められた場合

#### 4 殉職警察職員名簿の作成等

- (1) 厚生課長は、殉職警察職員について、静岡県殉職警察職員（遺族）名簿（様式第2号）を作成し、その写しを遺族の居住地を管轄する署の署長に送付すること。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により静岡県殉職警察職員（遺族）名簿の写しを受領したときは、保管すること。

### 第4 その他

この要綱に定めるもののほか、公傷者等及び遺族に対する支援に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。